

徳島県告示第四百三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法  
第十条第一項の規定に基づき、土地改良区の行う土地改良事業計画の変更を認可したので  
、同法第四十八条第十一項の規定により次のとおり公告する。

令和六年七月三十日

徳島県知事 後藤田 正 純

| 申 請 人      | 地 区 名   | 認 可 年 月 日 |
|------------|---------|-----------|
| 吉野川北岸土地改良区 | 吉野川北岸地区 | 令和六年七月十六日 |